同意書

国立研究開発法人理化学研究所 計算科学研究センター センター長 殿

私は、スーパーコンピュータ「富岳」を利用する研修等の講師、補助者又は受講者となるにあたり、別添の同意事項を熟読し、その内容を理解したうえで遵守することに同意します。

年 月 日

住所:

氏名:

(自筆署名)

【受講者の保護者】

住所:

氏名:

(自筆署名)

(別添)

スーパーコンピュータ「富岳」を利用する研修等の受講に関する同意事項

- 1 研修等受講者は、研修等の受講にあたり、スーパーコンピュータ「富岳」利用 規則、スーパーコンピュータ「富岳」外部利用細則及び国立研究開発法人理化学 研究所(以下「研究所」という。)の定める規程・細則等を遵守するとともに、 の職員の指示に従わなければならない。
- 2 研修等受講者は、研究所の定める情報セキュリティポリシー、情報セキュリティの取扱いに関する規則等を遵守するとともに、研究所の情報セキュリティ対策 に基づく職員の指示に従わなければならない。
- 3 研修等受講者は、安全保障に関する法令、及び研究所の定める規程・細則等を 遵守するとともに、研究所の安全保障輸出管理に基づく職員の指示に従わなけれ ばならない。
- 4 研修等受講者は研修等の過程又は結果として研究成果を作成又は取得した場合、その取扱いについては別途研究所と協議のうえ決定する。
- 5 研修等受講者は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有 する物品を、許可なく研究所外に持出してはならない。
- 6 研修等受講者は、富岳の利用に使用する物品等を研究所が定める手続に従って 持込み、適切に管理しなければならない。
- 7 研修等受講者は、研究所の安全措置に協力し、及び相互に協同して災害予防に 努めなければならない。
- 8 研修等受講者は、衛生管理者の保健衛生上必要と認める措置について協力しなければならない。
- 9 研修等受講者は、研修等期間中の事故に備えなければならない。また、研究所は、研修等の期間中における事故等により研修等受講者が被った損害及び研修等 受講者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。
- 10 研修等受講者は、故意又は重大な過失によって研究所に損害を及ぼし、かつ研究所からその損害の全部又は一部の賠償を求められたときは、その賠償に応じなければならない。